

高知大学校友会規則

令和5年7月1日
規則第23号

最終改正 令和6年3月29日規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第11条の2第2項の規定に基づき、高知大学校友会（以下「本会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会は、高知大学に深い関わりを持つ個人及び団体（以下「校友」という。）の相互の交流を図り、高知大学と校友との強固な絆と緊密な連携を通じて、高知大学の発展を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高知大学の学生諸活動に対する支援事業
- (2) 校友間の情報交換と情報共有の促進
- (3) 校友間の交流の支援
- (4) 会報の発行その他の校友に向けた情報発信
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の役職に指定される者のほか、次に掲げる校友のうち入会を希望し登録した者を会員とする。

- (1) 高知大学及びその前身校の卒業生及び修了生
- (2) 高知大学に在学する学生
- (3) 国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）の役員及び職員（退職者を含む。）
- (4) 高知大学の諸活動に理解のある個人並びに企業及びその他団体で、会長が認めた者

2 会員は、正会員及び賛助会員で構成する。

3 正会員は個人とし、賛助会員は企業及びその他団体とする。

4 会員は、会長に申し出て、退会することができる。

(資格の喪失)

第5条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員においては、死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 賛助会員においては、企業及びその他団体が解散又は廃業したとき。
- (4) 本会の名誉を傷つけ、運営会議において除名を決議されたとき。

(会長、副会長及び理事)

第6条 本会に、会長、副会長及び理事を置く。

- 2 会長は、学長をもって充て、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、次に掲げる2名とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - (1) 本法人の理事のうちから会長が指名する者 1名
 - (2) 会長が運営会議に推薦する本法人の役員及び職員以外の者 1名
- 4 理事は、次に掲げる者とし、会長を補佐し、会務を企画し執行する。
 - (1) 各学部長
 - (2) 事務局長
 - (3) 各同窓会（高知大学南溟会、如泉会、高知大学医学部医学科同窓会、高知大学看護学同窓会、高知大学日章会、高知大学地域協働学部同窓会をいう。）会長
 - (4) 会長が運営会議に推薦する本法人の役員及び職員以外の者 6人以内
- 5 第3項第2号及び前項第4号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部)

第7条 本会の目的を達成するため、運営会議の承認を得て、地域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

(運営会議)

第8条 本会に、次に掲げる事項を審議するため、運営会議を置く。

- (1) 本会の運営及び事業に係る方針の策定に関すること。
- (2) 副会長、理事及び第10条に定める幹事の選任に関すること。
- (3) 校友会事業の予算及び決算に関すること。
- (4) 支部の設置又は廃止に関すること。
- (5) 会員の除名に関すること。

- (6) 本規則の改正に関すること。
 - (7) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (8) その他会長が必要と認める会務の執行に関する重要な事項
- 2 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 理事
 - (4) その他会長が必要と認めた者
- 3 前項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営会議の議長は、会長をもって充てる。
- 5 議長は、運営会議を主宰する。
- 6 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 7 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 運営会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 会長が必要と認める場合は、運営会議にワーキンググループを設置することができる。
- (代議員会)

第9条 本会に、次の事項を審議するため、代議員会を置く。

- (1) 本会の事業の企画及び実施に関すること。
 - (2) 校友会事業の予算及び決算案の作成に関すること。
 - (3) 本規則の改正案の作成に関すること。
 - (4) 事業計画及び事業報告の案の作成に関すること。
 - (5) 申請等の審査に関すること。
 - (6) その他本会の運営に関し必要な事項
- 2 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 副会長のうち第6条第3項第1号に掲げる者
 - (2) 理事のうち第6条第4項第1号及び第2号に掲げる者のうちから会長が指名する者 1人
 - (3) 第10条に定める幹事
- 3 代議員会に議長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

- 5 議長は必要に応じ、代議員会を招集する。
- 6 代議員会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 代議員会の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 代議員会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第10条 本会に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部から推薦される教員 各1人
 - (2) 広報・校友課長
 - (3) 研究国際部地域連携課長
 - (4) 学務部学生支援課長
- 2 幹事は、第3条に規定する事業のための連絡及び調整等を行う。
 - 3 第1項第1号の幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該幹事に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第11条 本会の必要経費は、寄附金及びその他収入をもって充てる。

(事務)

第12条 本会の事務は、関係各課の協力を得て、広報・校友課において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選出される第6条第3項第2号及び同条第4項第4号に掲げる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に選出される第10条第1項第1号の者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

附 則 (令和6年3月29日規則第91号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。